

## 15. その他分野

<p>その他(1)</p>	<p>幼児の定期健康診断における検査方法の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>学校保健法において、幼児についても定期的に健康診断を行わねばならないとされている。検査項目のうち、視力と聴力の定期検査方法・技術的基準は以下の通りとなっている。      視力：国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正視力についても検査する。      視力：オージオメーターを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。</p>
<p>要望内容</p>	<p>視力、聴力について、乳幼児の実態を踏まえた簡便な検査方法を認めるとともに、通達等によりその旨を明示すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>聴力、視力の検査方法については、0歳～5歳の乳幼児本人の判断を通して検査結果を求めることが困難である。具体的には、(1)現行の視力検査器では、器具に表示してある文字や数字などを識別できないケースが多い。(2)聴力検査について、必要な器具を使用した場合でも、音の高低や、音の長さなどに関する判断を乳幼児が行うことは難しく、検査が行いにくい。      乳幼児の発達を踏まえた新しい検査方法や技術的基準等を確立するとともに、書面にてその内容の周知徹底を図るべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>学校保健法第6条1項      同法施行規則第1条、第4条、第5条</p>
<p>制度の所管官庁          及び担当課</p>	<p>文部科学省スポーツ・青少年局 学校健康教育課</p>

その他(2)	単位累積加算制度の導入【新規】
規制の現状	<p>大学卒業後以外の者に対する学士の学位の授与については、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は学位規則第6条のいずれかに該当することが要件とされる。</p> <p>学位規則第6条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者</li> <li>二 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第82条の10の規定により大学に編入学することができるもの</li> <li>三 外国において学校教育における14年の過程を修了した者</li> <li>四 その他前3号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者</li> </ul> <p>このため、高等教育未履修者(高校を卒業後大学などに進学しなかった者)は、科目等履修生の立場で単位を積み上げても、学位を取得することができない。</p>
要望内容	<p>生涯学習の意識の高まりに対応する観点から、例えば大学評価・学位授与機構の学位授与制度の活用などを通じて高等教育の質の保証に留意しつつ、高校卒業者が科目等履修生として大学の一定の単位を修得した場合、学位を取得できるようにすべきである。</p>
要望理由	<p>「知識基盤社会」の実現には優れた人材の養成が不可欠であり、実社会で働く人が高等教育で学びなおす魅力を高めることが必要である。このため、高校卒業者が科目等履修生として学位を取得し得る道を拓くことが重要である。</p>
根拠法令等	学位規則第6条
制度の所管官庁及び担当課	文部科学省生涯学習局・高等教育局

その他(3)	企業グループ内における有償での法務サービス提供の解禁
規制の現状	<p>弁護士法第72条は、弁護士資格のない者が、報酬を得る目的で他人の法律事務を取り扱うことを禁じている。同条は、親会社の法務担当者が子会社の法律事務を取り扱うことも禁止していると解釈されている。</p> <p>この点については、2003年12月8日に示された法務省の見解によって、コピー代等の実費は報酬にあらず、「法律事務」に該当するためには、事件性が必要という方針が明らかにされ、企業グループ内における法務サービスの提供に一定の理解が示されたものの、完全子会社であっても法人格を別にする以上は、あくまで「他人」であることが明確にされた。また、同見解によっても、子会社から報酬を得て具体的な紛争に関連した法務サービスを提供することは、依然として弁護士法第72条に抵触することになる。</p>
要望内容	<p>企業グループ内における有償での法務サービス、法務部門による自社の訴訟代理を解禁すべきである。</p> <p>企業グループ内における有償での法務サービスとは以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>親会社の法務担当者による子会社または関連会社に対する法務サービスの提供</li> <li>子会社または関連会社の法務担当者による親会社に対する法務サービスの提供</li> <li>子会社または関連会社の法務担当者による他の子会社または関連会社(いわゆる兄弟会社)に対する法務サービスの提供</li> </ul>
要望理由	<p>近年、各企業は、経営資源の大幅な見直しを行い、経理、財務、総務、人事などの業務については、親会社あるいは専門の子会社が、有償で企業グループ内の各社にサービスを提供する体制を構築している。</p> <p>しかし、弁護士法の規定により、法務サービスの提供が禁止されており、経営資源の適切な集中による企業経営の効率化が図れない。</p> <p>そもそも弁護士法の規制の趣旨は、適切でない者が法務サービスを有償で引き受けることを防止し、もって法律サービスの依頼者を保護するものと考えられるが、グループ内の法律サービスの提供により依頼者の利益が害される恐れはない。</p> <p>「全国規模の規制改革・民間開放要望に対する各省庁からの再回答について」(2005年1月19日)において、法務省は昭和46年の最高裁判例を引用して回答している。しかし、同判決は規制違反の是非については述べているが、規制存置の是非について述べているものではない。企業グループ内で法務サービスを提供することについて、具体的な弊害がないのであれば解禁すべきである。</p> <p>また、上記の再回答において、法務省は、「当事者・関係者が反社会的勢力であるかどうかと、他人の法律事務を取り扱う者が反社会的勢力かどうかとは、次元が異なる問題である」とも述べているが、規制存置の観点から、どう次元が異なるのかが明確ではない。</p> <p>さらに、訴訟代理の問題について、法務省は、他人の訴訟の代理は法曹資格がある者に限るという観点から代理は認めないとしているが、要望の趣旨は法曹資格を有する者に限らなくてもよい場合があるというものであり、その観点を踏まえて検討を行うべきである。</p>
根拠法令等	弁護士法第72条、第77条第3号
制度の所管官庁及び担当課	法務省大臣官房司法法制部

<p>その他(4)</p>	<p>建築物の仮使用承認手続の民間開放</p>
<p>規制の現状</p>	<p>建築基準法では、検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限を規定しており、仮使用承認の手続は特定行政庁が行うものとされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>仮使用承認の手続を、指定確認検査機関でも行えるようにするべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>建築確認や完了検査と異なり、仮使用承認は指定確認検査機関が行うことが認められていない。その結果、建築確認申請を指定確認検査機関で行って建築物を仮使用したい場合は、仮使用承認だけを特定行政庁に申請することになり、手続が煩雑である。</p> <p>工事部分の工事計画や安全計画の検査を除けば、仮使用承認に際して行われる検査は実質的に完了検査と同じである。安全上、防火上及び避難上の支障については、仮使用承認の基準を明確化すれば、民間の指定確認検査機関で判断することは十分に可能であると考えられる。建築物の検査や使用開始に関わる手続を合理化するために、仮使用承認手続を民間の指定機関でも行えるようにするべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>建築基準法第7条の6</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省住宅局建築指導課</p>

<p>その他(5)</p>	<p>と畜検査の民間開放【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならないとされ、民間企業による検査が認められていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>と畜場におけると畜検査に、民間企業の参入を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>現在、と畜検査は都道府県の職員が行っているため、土曜日、日曜日、祝日に検査が行われていない。このため、祝日にはと畜場が稼働できず、曜日によっては十分な数量を出荷できない。と畜検査の民間委託を認めることで検査を行うことが可能となり、処理頭数が増加し、畜産の出荷量が安定する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>と畜場法第14条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課</p>

<p>その他(6)</p>	<p>航空従事者の技能証明実地試験における民間試験官制度の導入【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>航空従事者になるためには、事業用技能証明および計器飛行証明の国家試験に合格する必要がある。当試験の中の実地試験は、原則として国土交通省航空局の試験官が実施することになっており、民間試験官が実施できない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>航空従事者の技能証明実地試験において、民間試験官制度を導入すべきである。</p> <p>&lt; 民間試験官制度(案) &gt;      航空局の試験官同等のスキルを持つ民間試験官を認定(国家資格とする)し、技能証明実地試験において試験官を務めることを許可する。      民間試験官の要件は現行の指定養成施設の技能審査員に準じたものとする</p>
<p>要望理由</p>	<p>航空従事者技能証明実地試験においては、昨年の受験者数は2000名を超えたにもかかわらず、航空従事者試験官は20名程度しかおらず、非常に少ない。      また、今後はパイロット数の絶対数不足(団塊世代の退職者補充や、コミューター航空会社の台頭等に起因)を背景に、受験者の増加が予想されるので、現状の試験制度では対応が困難と予測される。      既に、航空従事者指定養成施設においては、指定養成課程修了者に対して施設内の技能審査員による実施試験が行われている。指定養成施設の技能審査員のような資格を拡充すれば、民間試験官制度を導入しても航空従事者の質の確保は可能と考えられる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>航空法第29条      航空法施行規則50条の4の2の7</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省航空局技術部乗員課</p>



その他(7)	独立行政法人航海訓練所が行う業務に対する市場化テストの導入【新規】
規制の現状	<p>船舶職員(船長、航海士、機関長、機関士等)になろうとする者は、海技従事者免許を取得する必要がある。免許取得にあたっては、海技従事者国家試験を受験する必要があるが、当該試験は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則で定める乗船履歴を有する者でなければ受験することができない。この乗船履歴については、一般船舶による場合は3年、独立行政法人航海訓練所が運航する練習船などによる場合は1年と規定されている。</p>
要望内容	<p>独立行政法人航海訓練所が行う、航海訓練、航海訓練に関する研究、及びこれらの業務に付帯する業務を市場化テストの対象とし、民間委託、民営化等の民間開放を進めるべきである。</p>
要望理由	<p>航海訓練所は職員453人、年間予算約78億円、練習船5隻(2004年)で運営されているが、当該組織で訓練された国家試験受験資格乗船履歴取得者数は年間約200人に止まり、必ずしも効率的な運営がなされていない。訓練業務は民間で十分対応可能であり、民間で蓄積された船舶管理等の知見を導入することで航海訓練業務の効率化と運営経費の合理化が可能となる。</p> <p>航海訓練は職業訓練であり、効果的な訓練の必須要件は、現場経験に裏付けられた知識をもつ有能な指導要員の配置と訓練手法・教科の継続的改善システム(現場ニーズの変化に的確に対応することが可能なシステム)の構築である。民間海運企業はISO9000s/ISM・SMSコードによる品質管理・船舶安全運航管理システムの導入を契機として船員教育訓練分野でも豊富な経験・ナレッジを蓄積してきており、また、訓練に係る現場ニーズを日常的に把握できる環境にあることから、航海訓練は公的機関よりも民間が行う方が実践的な成果が期待できる。</p> <p>経済活動のグローバル化とIT技術革新(IT等)に伴い、海運、海事産業及び海事機関の人材ニーズも国際化、多様化、複合化してきており、海技系人材の養成においても、(ア)海外船員・海外海技要員を指導/監督する運航管理者、海上輸送技術管理者或いは経営者としての能力開発、(イ)船舶需要の高まりによる海技技術者の不足に対応した外国人船員の戦略的な養成、(ウ)船員教育訓練に係るODA/雇用機会の提供を媒体としたアジアの船員供給国(フィリピン、インドネシア、ベトナム、インド等)との連携強化などへの対応が求められている。</p> <p>航海訓練運営は民間委託から一定期間は国の運営費交付金による助成を要するが、委託された業務の履行を通じて、(ア)海外船員乗船実習事業、(イ)船員派遣事業、(ウ)船舶管理事業などの収益事業を開拓することで、将来的には、採算的に自立し、航海訓練業務の完全民営化を実現することが可能となる。</p>
根拠法令等	<p>船舶職員及び小型船舶操縦者法第14条 船舶職員及び小型船舶操縦者施行規則別表第6 独立行政法人航海訓練所法、独立行政法人航海訓練所に関する省令 国際条約STCW1995年</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>国土交通省海事局海技資格課、船員政策課、外航課(国際条約対策室)</p>

<p>その他(8)</p>	<p>税理士試験における受験資格の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>税理士試験の受験資格は、税理士法第5条により 一定の学識、 実務経験、 他資格保有、のいずれかに該当する者と定められている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>税理士試験の受験資格を撤廃すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するか否かを判定するための認定試験であるが、司法試験、公認会計士試験、弁理士試験など、他の認定試験では受験資格は課されていない。受験者層の多様化と受験者数の増加を図り、一定の資質を有する多様な人材を多数輩出するため、税理士試験についても受験資格を撤廃すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>税理士法第5条、第6条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>国税庁国税審議会</p>



<p>その他(9)</p>	<p>国家公務員採用の受験資格における年齢制限の撤廃</p>
<p>規制の現状</p>	<p>人事院規則8 - 18別表第3により、各試験ごとに受験資格(年齢制限)が定められている。例えば、国家公務員 種試験を受験できるのは、採用試験の告知の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上33歳未満の者とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>国家公務員採用試験における受験資格としての年齢制限を撤廃すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>国家公務員の採用試験においては、人事院規則によって年齢制限が課せられており、採用に係る官民のイコールフットイングが図られていない。 『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について(平成17年1月19日 内閣府 規制改革・民間開放推進室)において人事院は、「平成16年度中を目途に基本的な方向性について結論を得たいと考えているところ」と回答しているが、未だにその結論が公表されておらず、早期に基本的な方向性を示すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>国家公務員法第44条 人事院規則8 - 18(採用試験)第7条、別表第3</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>人事院人材局試験課</p>

<p>その他(10)</p>	<p>電子式複合計器における最大需要電力計の検定試験方法の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>機械式の電気計器は、計器本体と分離型の最大需要電力表示装置で構成されており、計器本体と最大需要電力表示装置との間でパルスを受け渡すため、表示誤差と機構誤差について検定を行うことが義務付けられている。この検定は、計器本体と最大需要電力表示装置が一体となっている電子式複合計器にも義務付けられている。</p> <p>この結果、最大需要電力計の検定試験では、表示誤差と機構誤差を確認するため、30分ごとの計測値を10回測定して誤差変動を確認する必要があるため、長時間の検定試験作業を要している。</p>
<p>要望内容</p>	<p>電子式複合計器の構造や動作原理に応じた検定試験方式を採用すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>分離型の機械式最大需要電力計は、パルス信号の受信に起因する機構誤差や表示部の表示誤差が発生する可能性があるが、電子式複合計器は最大需要電力計と電力量計が一体となっており、1つの電子回路と演算を行うソフトウェアによって計量が行なわれるため、表示誤差も機構誤差も発生しないという特徴がある。</p> <p>したがって、電子式複合計器の最大需要電力計部の検定試験は、電力量計部との表示の整合性を確認することによって、計量の確かさを確認することが可能である。</p> <p>「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの再回答について(2005年1月19日)において、経済産業省は「本要望を踏まえ、計量制度全体の整合性を勘案しつつ、適正な計量の実施を確保することを前提とした検定試験作業の効率化に資する検討を17年度に行う予定」と回答しており、上記の試験方式を採用する方向で着実な検討が行なわれることを求めたい。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>計量法 第16条、第71条      特定計量器検定検査規則 第657条、第658条、第659条、第679条、第680条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部電力市場整備課</p>

<p>その他(11)</p>	<p>電子式時間帯別計器の検定の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>複数の表示機構を有する特定計量器は、全ての表示機構について検定に合格する必要があり、一つの計器で複数の時間帯の電力量等を計量する時間帯別計器においても、時間帯ごとに検定を受けることが義務付けられている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>電子式時間帯別計器の検定対象を全日計量値のみ(時間帯別計量値の検定を廃止)とし、時間帯別計量値の記録・表示については型式試験において確認するよう見直すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>電子式時間帯別計器は、一つの検出部が計量した全日計量値(デジタルデータ)を時間帯ごとに区分して記録・表示する構造となっているため、検出部の確からしさが担保されていれば、機構上、時間帯別の計量値に誤差は生じない。また、こうした機構上の特質の確認は計器の型式試験において確認することが可能である。</p> <p>規制改革・民間開放推進3か年計画(2005年3月25日閣議決定)においては、「時間帯別電力計の検定を廃止することは困難であるが、当該検定作業の効率化等による手数料の見直しについて2005年度も引き続き行う」とされているが、手数料の見直しではなく、検定対象の見直しに向けた検討を行い、全日計量値のみの検定を認める方向で結論を得るべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>計量法第16条 特定計量器検定検査規則第13条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部電力市場整備課</p>

<p>その他(12)</p>	<p>計量法におけるガスメーターの型式承認機関の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>ガスメーターは計量機能部分とマイコン制御による保安機能部分から構成されている。保安機能部分について法規制はなく、民間機関において型式承認を自主的に実施しているが、計量機能部分については、計量法第76条第1項に基づく同法施行令第22条の規定により、産業技術総合研究所において型式承認を受けることが義務付けられている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>民間機関においても、ガスメーターの計量機能部分の型式承認ができるようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>一つのガスメーターについて保安機能部分と計量機能部分の型式承認を別の機関で行っているため、手続が煩雑である。計量機能部分の型式承認を民間機関にも認め、「ワンストップ承認」による手続の簡素化を図るべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>計量法第76条、 計量法施行令第22条、 計量法施行規則第2条第5項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>経済産業省産業技術環境局知的財産基盤課</p>

その他(13)	公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し
規制の現状	<p>官公需法第4条に基づき、国は、毎年度、国等の契約に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成し、閣議決定している(2004年度の中小企業向けの契約目標は約4兆5023億円となっており、官公需総予算額の45.7%を占めている。)この目標を達成するため、国等が行う公共工事等の発注は、高度な技術力やマネジメント力、品質保証等を要求される大規模公共工事等を含め、広く分離・分割発注されるため、公共事業の非効率性が改善されていない。</p>
要望内容	<p>VFM(バリュー・フォー・マネー)の観点から、中小企業者向け契約目標比率を段階的に適正化するべきである。中でも、直接的な請負(納品)業者を対象を限定している契約目標額・目標比率の算定基準を見直し、二次以下の請負(納品)業者を対象に加えることについて検討すべきである。</p>
要望理由	<p>中小企業者向け契約目標比率は、官公需施策発足当時の1966年度の27%弱から、2004年度には45.7%に上昇している。中小企業者の受注機会の増大を図るための措置として広く行われている分離・分割発注は、公共工事等のコストアップと非効率性(工期の長期化等)を助長するおそれが強い。分離・分割発注の是正により、公共工事等の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現し、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画」(2005年3月25日 閣議決定)においては、「中小企業政策審議会基本政策部会・中小企業経営支援分科会取引部会中間とりまとめ～今後の官公需施策の在り方について～」(平成16年6月17日)を取りまとめ、結論を得たとされている。</p> <p>しかし、「中間とりまとめ」は課題を提起したに過ぎないため、官公需契約種別(物件、工事、役務)について具体的な改善方策を検討し、公共工事の非効率性を改善する観点から中小企業者向けの官公需契約の目標額を再考すべきである。</p>
根拠法令等	<p>官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律          中小企業者に関する国等の契約の方針          各地方公共団体の競争入札実施要領</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省中小企業庁事業環境部取引課</p>

<p>その他(14)</p>	<p>公共工事にかかる地域要件設定の運用改善</p>
<p>規制の現状</p>	<p>公共工事の入札参加資格については、地元の中小事業者を優先する政策目的などから、発注者の行政区域内に主たる事業所(本社)あるいは営業所を置いていることや、過去の工事受注実績等を入札参加資格としたり、入札招請者の指名にあたり考慮することなど地域要件の設定が広く行われている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>公共工事の入札参加資格にかかわる地域要件の設定については、入札参加者を過度に制限することないように、運用の改善を図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>過度の地域要件の設定により、地元事業者でない(あるいは受注実績がない)という理由のみで、高い技術力やコスト競争力を有する他の地域の事業者(あるいは他の地域で同種工事の実績を有する事業者)が入札に参加できなくなっている。こうした運用を是正することにより、公共工事の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現され、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」においては、「過度に競争性を低下させる運用とならないよう、今後、国において、地方公共団体における地域要件の設定の在り方について基本的な考え方を検討し、その結果を地方公共団体に対して周知する。また、地域要件設定の理由の公表については、早急に実施するよう要請する」とされているが、実際には運用の改善が図られていない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>地方自治法第234条 地方自治法施行令第167条の4、第167条の5、第167条の5の2、第167条の11</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省自治行政局自治政策課 国土交通省大臣官房地方課</p>

<p>その他(15)</p>	<p>警備業法における「機械警備業務の一体化」の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>機械警備業務は、対象施設からの情報を受信し、指令、通報等を行う業務（以下「監視業務」）と指令を受けて現場に赴き、必要な警備措置を行う業務（以下「警備業務」）とに分業される。警備業法では、機械警備業者は即応体制の整備義務が課されるなど、監視業務と警備業務を一体として行わなければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>機械警備業務における監視業務のみを行うことを、警備業として認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>昨今の機械警備業は、コンピューター及び通信ネットワークの導入により、様々なシステムと結合した多用な業務の一部として行われる傾向にある。それに伴い、警備業者間あるいは警備業者と異業種業者の業務提携が増加しており、「監視業務」のみを行う警備業も可能である。</p> <p>監視業務と警備業務を分離した場合、両者間の情報の通信方法、各業務の分担・責任範囲、緊急対応連携体制が課題となるが、これらを担保するための標準業務委託契約書の締結を義務付けるなど必要最低限の規制を課せば、安全性は確保できる。</p> <p>個人情報保護法の施行等を背景に、監視システムはますます高度化が要求されている。映像監視、入退室管理などを統合したセキュリティーシステムへのニーズが高まる中、監視業務のみでも警備業として認めるべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>警備業法第11条の4～9</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>警察庁生活安全局生活安全企画課</p>



<p>その他(16)</p>	<p>化審法における新規化学物質の安全性試験に関する規制緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>新規化学物質の製造には、下記の安全性試験が必要とされている。          少量新規申請：1t/年以下の製造が可能。          部分安全性試験を実施し、難分解・低蓄積性と判定されたもの：10t/年以下の製造が可能である。(テスト費用：約600万円、テスト期間：約1年)          安全性試験の完了後、白公示物質と判定されたものは製造可能である。          一方、1種監視物質、2種監視物質、3種監視物質と判定されたものは製造可能であるが、数量公表が必要とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>少量新規申請による製造可能量を1t/年以下から、10t/年以下まで引き上げるべきである。          また、安全性試験の項目数を削減し、試験条件(反復投与試験の日数や分解度試験の期間の短縮など)を見直すべきである。具体的には、2～3ヶ月程度で安全性試験が完了し、化審法の申請が可能にすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>一般的に電子材料用途の新製品上市にあたっては量産での実証試験が必要であり、実証テストには1t/年以上の新規化学物質数量が必要であり、上市されることになった場合は、新規化学物質が10t/年以上使用されることになる。          しかし、少量新規申請による製造可能量が1t/年以下では、実用検証に必要な数量に足りない。          また、新規化学物質の安全性試験には部分的な試験でも最短で約1年が必要な現在の規制では、研究で新規化学物質の機能が確認された後、実証試験着手までに年単位の期間が必要になるため、新規化学物質は上市のタイミングを失ってしまう。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条、第4条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省医薬食品局審査管理課          環境省総合環境政策局環境保健部</p>

<p>その他(17)</p>	<p>クリーニング業における都道府県の衛生措置規制の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>都道府県が定める条例及び細則によって、クリーニングの業者が行わなければならない衛生措置が都道府県ごとに異なっている。この結果、コンビニエンスストアがクリーニング取次所を設置するにあたり、全国一律の対応が困難になっている。</p> <p>(具体例)</p> <p>面積規制  千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県:6.6㎡  岐阜県:3.3㎡</p> <p>隔壁規制  静岡県:食品とは完全に遮断した構造  受付け時の内容確認義務  神奈川県:カウンターで数量・内容の確認義務  受付の専用レジ  神奈川県:専用レジでの受付</p>
<p>要望内容</p>	<p>各都道府県におけるクリーニング業における規制を見直し、クリーニング業の取次所に求められる衛生措置を緩和すべきである。具体的には、一定の基準を満たすクリーニングボックス等を設置した事業者については、隔壁規制など必要最低限の規制以外の衛生措置の適用を除外すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>営業面積が制限されたコンビニエンスストアでクリーニング取次サービスを提供しようとした場合、上記 ~ の規制が大きな障害となる。東京都では、障壁を設けた上で、品物を預かる預かり庫と仕上がり品を保管する保管庫が一体となったクリーニングボックスを設置すれば、コンビニエンスストアの店内で取次サービスを提供することを認めている。こうした事例を参考として、一定の要件を満たしたクリーニングボックスを設置した場合には、隔壁規制以外の規制を適用除外とするよう、厚生労働省は技術的助言を示すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>クリーニング業法第3条第3項第6号  各都道府県の細則</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省健康局生活衛生課</p>

<p>その他(18)</p>	<p>政令指定都市における戸籍事務の管掌者の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>戸籍法では戸籍事務の管掌者は市町村長であるが、政令指定都市における戸籍事務の管掌者は各区長とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱う、すなわち戸籍情報システムにより戸籍事務を電算化する場合には、政令指定都市における戸籍事務の管掌者を市長とすることができるようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>戸籍法では政令指定都市における戸籍事務の管掌者は区長とされており、一般市町村が使用するものと同じ戸籍情報システムを政令指定都市の区が使用すると、区内の戸籍の処理しか行えない。  そのため、一般市町村が行っているのと同様に市内全部の戸籍を参照し証明書を交付するために、政令指定都市の戸籍情報システムでは市内他区にある戸籍を参照するための追加機能の開発が必要となる。この結果、自治体は追加経費を負担することになるため、ベンダーが開発した戸籍情報システムの導入が進みにくい。  政令指定都市における戸籍事務の管掌者を市長とし、一般市町村が使用する戸籍システムと同様なシステムを使用できるようにすることで、政令指定都市の戸籍事務の効率化に資する。これにより、証明書の発行の待ち時間が短縮され住民サービスが向上する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>戸籍法第1条、第4条、第117条の2</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>法務省民事局民事第一課</p>

<p>その他(19)</p>	<p>指定管理者の選定プロセスについての統一的な基準の策定【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>指定管理者の指定の手続は条例で定めなければならないとされ、指定自体も議会の議決を経なければならないとされている。実際の運用では、指定管理者の選定は選定委員会に付託されており、選定プロセスの透明性が低い事例が散見される。</p>
<p>要望内容</p>	<p>指定管理者の選定プロセスの透明性を確保するため、選定委員会や議事録の公開などについて統一的な基準を定めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>指定管理者の選定にあたっては、専門的知識、運用経験、法規に沿った判断が必要と思われる。しかし、地方自治体が任命した選定委員が指定管理者を選定し、選定委員会やその議事録が非公開であった場合、そのプロセスが不透明で、住民の意思が直接に反映されるとは言いがたい場合がある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>地方自治法第244条の2</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>

その他(20)	防衛庁向債権の譲渡に関する事務手続の簡素化
規制の現状	<p>政府向債権の譲渡に関しては、近年、各省庁において、売買契約等に債権譲渡禁止条項を設けない等の動きが進んでおり、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。</p> <p>一方、防衛庁向けの債権譲渡に関しては、事前の承諾を得ることを条件として、契約相手方の企業が債権を譲渡することが認められているが、個別案件毎に申請及び債権譲渡を行うことになっており、また、個別案件毎に譲渡先(債権の譲受人)の登記簿謄本、有価証券報告書等、多くの添付資料を申請書に添付せねばならないなど、手続が煩雑であり、手間がかかる。</p> <p>なお、第三者対抗要件は、「債務者の承諾」(確定日付も取得)により具備している。</p>
要望内容	<p>防衛庁との単年度(予算)工事契約に係る債権譲渡について、以下の3点を認めるべきである。</p> <p>事前承諾なしの債権譲渡を禁止している「製造請負契約条項」第3条第1項第2号を削除する、もしくは、譲渡先が一定の条件を満たせば自由に譲渡できるようにする</p> <p>債権譲渡手続の簡素化を図る</p> <p>債権譲渡時の第三者対抗要件について、債権譲渡登記の利用を可能とする</p>
要望理由	<p>債権譲渡の潜在的な需要は大きいと思われるが、煩雑な手続が必要となっていることが、その実施の障害となっている。債権譲渡を業者側の裁量で実施できるようになれば、実施案件も増加することが期待される。</p> <p>対象案件が複数ある場合、通達で定められている資料(債権譲渡基本契約書の写し、債権譲受人が譲渡先としての要件に該当していることを証明する各種資料、格付機関のレーティングレター、契約相手方及び債権譲受人の印鑑証明、契約相手方による譲渡債権の特定に関する確認書)全てを各案件ごとに揃えて申請するのは大変煩瑣である。特に、譲渡希望がもっとも多くなる年度末は他業務も繁忙期であることから、譲渡手続の簡素化のニーズは強い。事前承諾なしの債権譲渡を認めるか、仮に認められない場合には、包括的な債権譲渡承認または複数案件の一括申請、添付資料の削減などにより、債権譲渡手続の事務負担の軽減を図るべきである。</p> <p>債権譲渡登記は、債務者に承諾を得たり通知をすることなく、比較的容易に手続できることから、現在、債権譲渡の第三者対抗要件具備の方法として広く利用されている。</p> <p>原契約において債権譲渡を禁止しない場合、第三者対抗要件の取得方法について規定する必要はないが、債権譲渡禁止条項が残る場合でも、包括承認をされる場合は登記方式が有用な手段となる。なお、複数案件の一括承認を受ける場合は、現状と同様債務者承諾方式となる。</p>
根拠法令等	<p>製造請負契約条項第3条</p> <p>「中央調達に係る契約相手方が有する債権の譲渡の承認手続要領について(通達)」(平成17年2月10日 契本企 第733号) 第5条</p>
制度の所管官庁及び担当課	防衛庁 管理局 装備企画課